

★チェックシート

✓欄	必要書類	補足説明・注意事項
	(1) 助成金交付に係る申請書 (第1号様式その1、その2) (郵送で申請される場合)	- 第1号様式に必要な事項を全て記入し、ご提出してください。 - 第2号様式の誓約事項を必ず確認した上で、交付申請書の誓約チェック項目欄に✓を入れてから申請してください。 - 消えるボールペンでの記入は不可。 - ホッチキス止めでの提出は禁止です。
	(2) 助成対象者の公的確認書類(コピー可) 【法人の場合】 ➢ 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 ※登記事項に都内事務所の掲載がない場合 ➢ 法人都民税納税証明書 ➢ 法人事業税納税証明書 (都内で納めているもの) ※納税証明書も用意できない場合 ➢ 法人設立・設置届出書	- 受領日時点で、発行日から 3 か月以内のものに限ります。 - 登記事項証明書は法務局の印及び発行日のあるもの、全ページの提出が必要です。登記情報提供サービスで発行した登記事項証明書は無効です。 - 申請者の名前や法人名が当該証明書内で確認できること。 - 登記事項に都内事業所等の掲載の無い申請の場合、法人都民税・法人事業税納税証明書(提出できない場合は法人設立・設置届出書)を提出してください。都内に事務所や事業所があることが要件です。 - 都内に事務所・事業所がない場合は対象外となります。 - 法人設立・設置届出書や確定申告書、開業届は各都内の管轄する事務局の押印があるもの、電子申請の場合は電子受付日が記載されているもの。 上記の確認がとれない場合、他の書類の提出を求める場合がございます。
	(3) 購入車両の代金を確認する書類 ➢ 注文書、売買契約書、請求書、納品請求書、等 ※コピー可	- 申請者名と販売会社名の記載があり、売主と申請者との押印や署名があるなど、契約締結の意思を示した書式であること - CEV 補助金の対象車種一覧に記載されている車名・グレードが確認できること。記入がない場合は、手書きで追記可) - 支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。(領収金額を確認します。) - 電子契約書等で署名が確認できない場合、タイムスタンプの署名検証画面等署名したことがわかる書類を添付してください。

★チェックシート

	(4)-1 購入車両の「自動車検査証記録事項」 ※電子車検証不可 ※コピー可 国土交通省 電子車検証特設サイト https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/	- 電子車検証は「所有者や申請者の住所」や「使用の本拠の位置」が記載されていないため、「自動車検査証記録事項」をご提出ください。お手元がない場合は左記の特設サイトをご確認していただきダウンロードの上、ご提出ください。 - 初度登録(新規登録)時のものを提出すること。(「登録事項等通知書」、「オンライン情報提供サービスの書類」は無効です。) - 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可。その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものがが必要です。 「所有者」名と「使用者」名は申請者名と同一であること。ただし、下記の場合は例外として認める。 ア)車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社またはローン会社、リース会社等となっている場合。 イ)申請車両の登録または届出日の年度において、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税または軽自動車税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、申請車両の「所有者」と「使用者」が一致しない状態となる場合、「所有者」と「使用者」が生計を一にする者である場合に限りま。減免制度の適用を受けていることが確認できる書類(写し)、「所有者」と「使用者」の生計同一が確認できる書類(写し)を添付 - 型式が不明となっている車両、契約書の車名と相違している場合、承認を受けている助成対象車両と同一であることを証するメーカーまたはメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書の提出を求める場合がございます。
	(4)-2 購入電動バイクの標識交付証明書 ※コピー可	- 助成対象電動バイクを購入した場合のみ。 - 標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控え又は標識届出証明等、自動車検査証又は軽自動車届出済証 - 初度登録(新規登録)時のものを提出すること。(「登録事項等通知書」、「オンライン情報提供サービスの書類」は無効です。) - 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可。その他変更を行った場合は、初度登録時の

★チェックシート

			ものと変更後のものが必要です。 ・「所有者」名と「使用者」名は申請者名と同一であること。ただし、下記の場合は例外として認める。 ア)車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社またはローン会社、リース会社等となっている場合。 イ)申請車両の登録または届出日の年度において、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税または軽自動車税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、申請車両の「所有者」と「使用者」が一致しない状態となる場合、「所有者」と「使用者」が生計を一にする者である場合に限りです。減免制度の適用を受けていることが確認できる書類(写し)、「所有者」と「使用者」の生計同一が確認できる書類(写し)を添付 ・ 型式が不明となっている車両、契約書の車名と相違している場合、承認を受けている助成対象車両と同一であることを証するメーカーまたはメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書の提出を求める場合がございます
	(5)	リース契約の確認書類 (リース契約の場合のみ) ➤ リース契約書の写し (賃貸借契約書)	・ リース契約成立後の契約書であること。 ・ 電子契約書等で署名が確認できない場合、タイムスタンプの署名検証画面等署名したことがわかる書類を添付してください。 ・ リース期間、リース料金、車両(登録番号、車台番号等)が記載されていること。 ・ リース契約期間は、処分制限期間以上であること。 ・ 車両本体価格が算出できない場合、CEV に記載の車両本体価格をベースに助成金額を算出します。 ・ 申請者(借主)及び貸与元双方の印があるもの リース契約の使用者が自動車販売店の場合、リース会社に調達先を確認いたします。(自社調達ではないか確認を行う為)

★チェックシート

	(6)	車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書	※ 車検証の所有者名が申請者等で使用者が申請者に勤める役員・従業員の場合には、下記の添付書類とともに必要です。 【添付必要:本人確認書類】 ➤ 運転免許証のコピー ➤ 住民票写し(発行から3か月以内のもの) - 印鑑証明(発行から3か月以内のもの) のいずれか ・ 使用者が登記事項証明書に記載がある役員の場合は本人確認書類の添付が不要です。(車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書のみ提出してください)
	(7)	車両の管理・使用に係る法人とその社員等による在職証明書 ※登記事項証明書に記載のある役員は添付不要	※ 車検証の所有者名が申請者で使用者が申請者に勤める役員・従業員の場合で、役員・従業員として申請者の法人に申請日時点で在籍していることの証明として下記の添付書類とともに必要です。 【添付必要：在籍確認書類】 ➤ 直近の従業員の給与所得の源泉徴収票の写し ➤ 直近の給与明細 等 ➤ 使用者が登記事項証明書に記載がある役員の場合は、車両の管理・使用に係る法人とその社員等による在職証明書の添付は不要です。(登記事項証明書で在籍が確認できるため)
	(8)	令和 7 年 4 月 1 日以降に公社が実施する本事業に申請した助成対象車両等に係る助成額が確定した通知書(コピー可)	・ 本事業の申請者名と通知書の額確定者名が一致していること。 ・ 助成対象設備でリースの場合、申請者名と貸与先名が一致していること。
	(9)	その他クール・ネット東京が必要と認める書類	上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合に求める場合がございます。